

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月23日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第10号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年岩手県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 個人情報が記録されている主な<u>公文書</u>の名称</p> <p>(7) [略]</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="148 954 772 1149"><tr><td><u>公文書</u>の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="148 1292 772 1487"><tr><td><u>公文書</u>の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	<u>公文書</u> の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項		[略]		<u>公文書</u> の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項		[略]		<p>(個人情報取扱事務登録簿に記載する事項)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第9号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 個人情報が記録されている主な<u>行政文書</u>の名称</p> <p>(7) [略]</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 954 1455 1149"><tr><td><u>行政文書</u>の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第14条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1" data-bbox="831 1292 1455 1487"><tr><td><u>行政文書</u>の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></table> <p>[略]</p>	<u>行政文書</u> の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項		[略]		<u>行政文書</u> の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項		[略]	
<u>公文書</u> の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項																	
[略]																	
<u>公文書</u> の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項																	
[略]																	
<u>行政文書</u> の名称その他の開示請求に係る個人情報を特定するに足りる事項																	
[略]																	
<u>行政文書</u> の名称その他の是正申出に係る個人情報を特定するに足りる事項																	
[略]																	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。